

2. 計画策定の趣旨及び位置づけ

千葉県の取組

本県では、早くから「食育」の必要性を認識し、食育が教育・健康福祉・農林水産等幅広い部局に関わる問題であることから、国に先駆け平成16年度から、ちば「食へのこだわり」県民づくりプロジェクトとして庁内横断的な連携の下、「あすのちばを拓く10のちから」の戦略プロジェクトに位置づけ、本県独自の総合的な取組を実施してきました。

食育基本法において、都道府県食育推進計画の策定が要請されていることを受け、食育への取組を、さらに、計画的かつ戦略的に推進し、食育の裾野を広げ、食育を県民運動として展開していくため、「食」や「食育」に関わるちばの特長をいかした、ちばの食育が目指す姿を県民とともに考え、その方向性や基本的な考え方、目標等を示す、「千葉県食育推進計画」を県民と協働して策定することとしました。

生活環境の変化や多様性を持った暮らしの中で、家庭の機能が低下していくことに対し、行政や地域が支援していくシステムを共に考え構築することが必要です。そのためには、食育を県内各地域において、市町村をはじめ関係者が創意と工夫を凝らしつつ、その総力を結集して総合的かつ計画的に推進すること、さらに食育を県民運動として発展させ、地域に根ざしたものとすることが必要です。

計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画に位置づけられるものです。

県が取り組む食育に関する施策やその目標を定めた、食育に関する県の総合計画であるとともに、県全体で目指すべき姿や食育の基本的な考え方、共通の目標を示す、ちばの食育の基本計画として策定するものです。

県や市町村等の行政機関、教育関係者、保健医療関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、食育ボランティアや食育実践団体等の食育関係者、そして食育の主役である県民が、それぞれの果たすべき役割を再認識し、社会全体でちばの食育を推進することを目指しています。

この計画は、市町村にあっては市町村食育推進計画の策定や取組の指針として、また、県民をはじめ関係機関・団体にとっては自主的・積極的活動の指針として活用していただくものとして位置づけています。

食育推進計画と県の関連する計画との関係

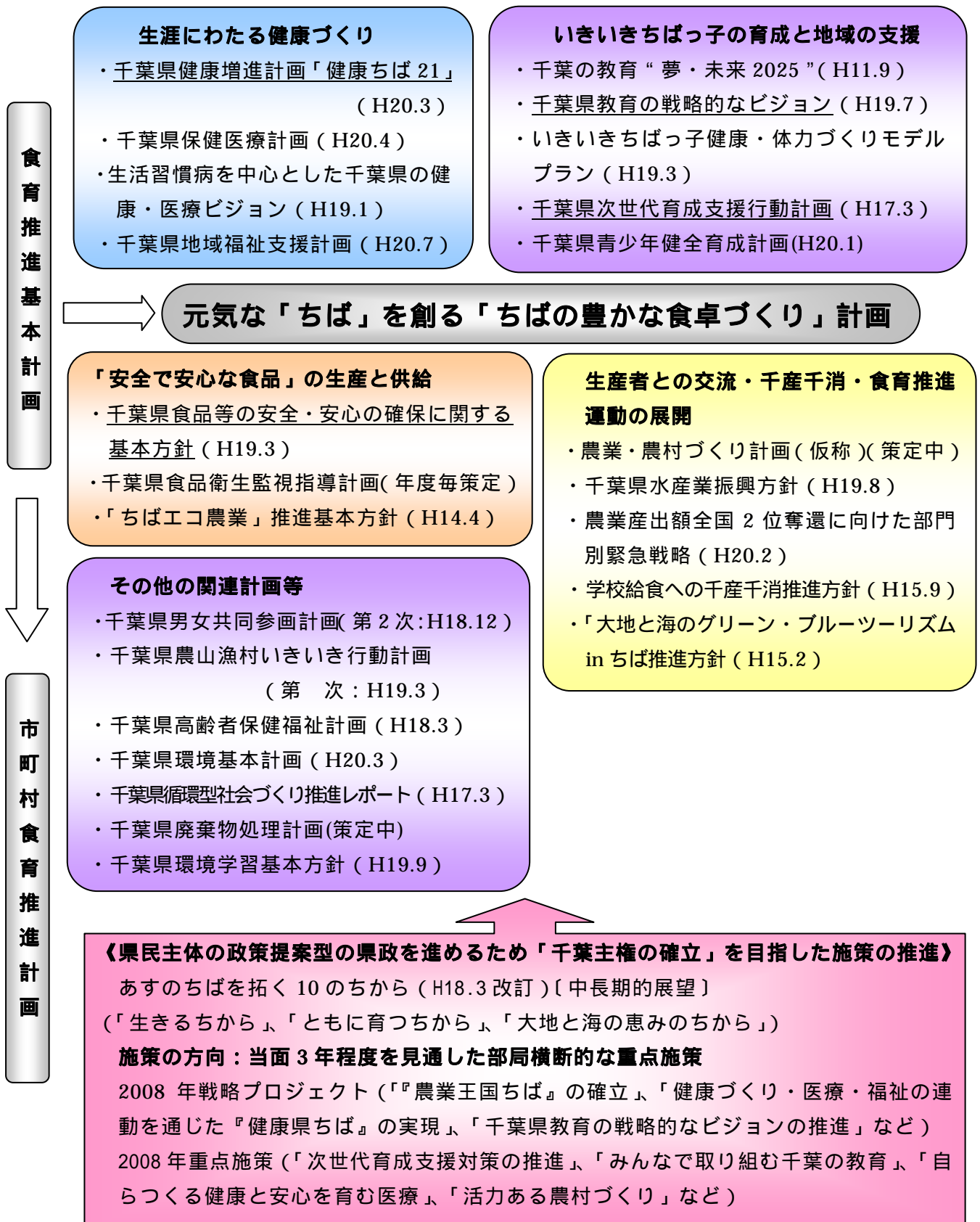
県では、県民主体の施策提言型の県政を進め「千葉主権の確立」を目指し、県民一人ひとりや地域社会が本来持っている「ちから」に着目して、それらをさらに育み連携・共鳴させるという方策が重要であるという考えの下、中長期的な基本方針である「あすのちばを拓く^{ひら}10のちから～千葉主権の確立～」(平成16年3月)を提示しました。これを踏まえ策定される、県政の重点施策として取り組む「戦略プロジェクト」や「アクションプラン」において、食育の推進に関連する様々な施策に取り組んでいます。

食育は、裾野の広い取組であることから、様々な分野にわたる県の計画と関連性を持っています。健康づくりの分野では、「自分らしく、いきいきと暮らし続けるために、一人ひとりの健康力を育てよう」を基本理念とする「健康ちば21」をはじめ、健康づくりと医療、福祉を連動させ、各分野の様々な団体とともに、社会全体で、生涯を通じた個人の健康の実現に取り組んでいます。子どもの健全育成の分野では、「県民一人ひとりが主体となって、家庭・学校・地域が責任と信頼のもとに連携・協力し、心身ともに健康で、郷土を愛し、責任ある行動と自己表現できる、あすを拓く『ちばっ子』を育てる」ことを目指す「千葉県教育の戦略的なビジョン」(平成19年7月)や「子どもは地域の宝として、全ての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える」子育ての実現を目指す「千葉県次世代育成支援行動計画」(平成17年3月)などが策定されています。その他にも、食品等の安全と安心の確保のために、生産から消費に至る総合的に講ずるべき施策などを示した「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」(平成19年3月)などの計画や指針が策定されています。

元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画は、こうした関連する計画や戦略プロジェクト等の事業と連携・整合を図りながら、食育を横断的に捉え、一体となって推進していこうとするものです。

図表 1

食育推進計画と県の関連する計画等との関係



計画期間と目標

計画期間は、平成20年度から平成23年度までの4年間とします。

また、食育を県民運動として展開するため、県や市町村をはじめとする多くの関係者の理解の下、県全体として取り組むべき共通の目標を掲げ、協働して食育の推進に取り組みます。そして、施策の成果や達成度を客観的に評価するための目安となる具体的な指標(数値目標)を設定し、県民・関係者が一体となって運動を進めます。

指標の達成の目安とする時期は、国の食育推進基本計画の目標年度である平成22年度を基本とし、22年度における達成状況を踏まえ、23年度に見直しを行います。

なお、計画期間内であっても、取組状況や社会情勢の変化に順応的に対処し、適宜計画の見直しを行うこととし、実効性のある計画を目指します。

図表2 計画期間、目標設定年度、次期計画策定について

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度
計画期間	←————— 計画期間(4年間) —————→			
作業内容	事業の進捗管理		目標達成評価年度	次期計画の策定
	取り組み状況や社会情勢の変化に順応的に対処し適宜計画を見直し		目標値の達成状況の把握	目標達成状況を踏まえた24年度からの次期計画内容を検討する

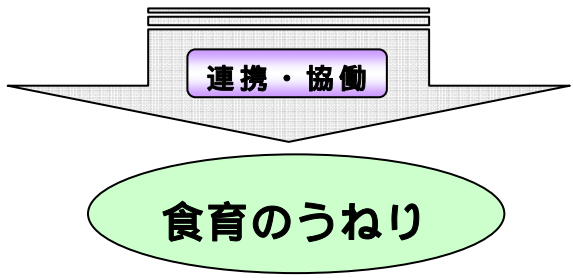
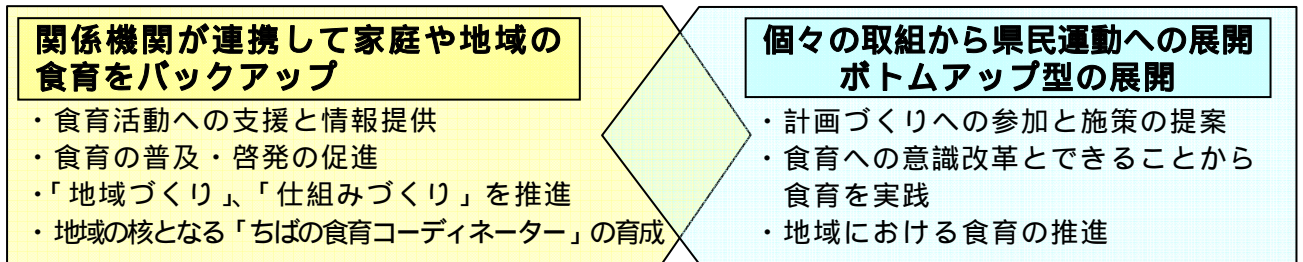
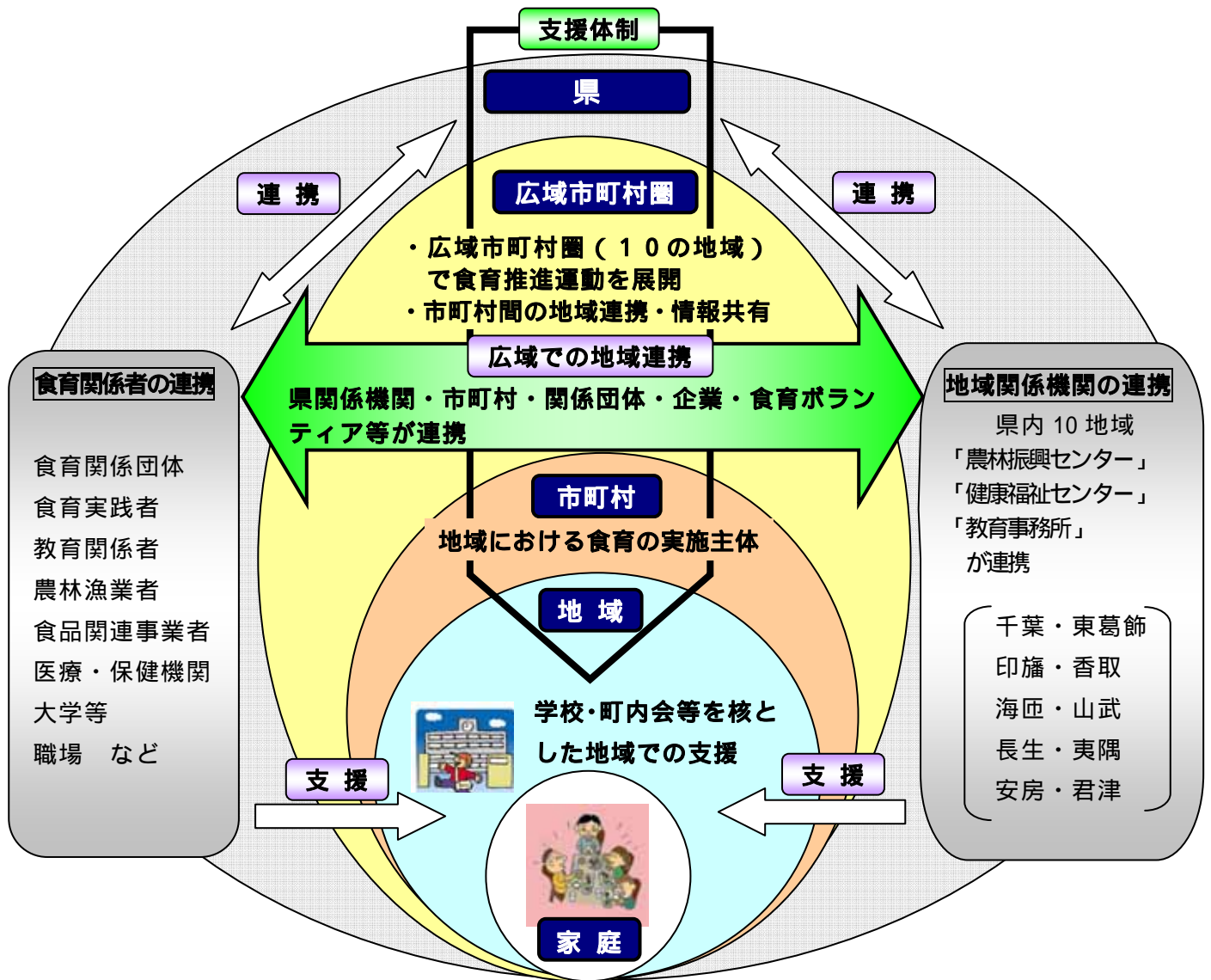
ちばの食育推進体制

食育の基本は、家庭において日々の食生活や食習慣・生活習慣により培われるものです。しかし、家庭がその役割を十分果たせなくなっている状況の中では、地域のちからで家庭の食育を支援していくことが必要です。

この計画では、イメージ図に示すように、家庭を中心に、身近な存在である学校・保育所等や町内会組織等を核とする地域、地域の活動を支援する市町村、市町村間や関係団体等をつなぐ県農林振興センター・健康福祉センター・教育事務所などの県の機関を核とする地域を広域市町村圏と位置づけ、家庭・学校・地域の連携を強化し、市町村や県の関係機関、さらに食育関係者が連携して家庭を支援する「仕組みづくり」、「地域づくり」を通して、地域が一体となった家庭の食育を支える取組を推進します。

また、食育活動は、地域に根ざした個々の活動や広域的な活動など、その方法や実施主体は様々ですが、食育関係者の自発的な意志により連携が図られ、一体となった取組へと発展していくことが大切であり、その活動の輪が広がることで県民運動へとつながります。

図表3 家庭の食育の支援体制イメージ図



市町村食育推進計画づくりの促進

市町村食育推進計画が必要な理由

住民にもっとも身近な自治体である市町村は、地域に根ざした食育を推進し、食育を県民一人ひとりに浸透していく上で、家庭や学校、地域における食育の取組を実践していく極めて重要な役割を担っています。また、地域で活動している様々な活動主体と密接に連携・協力していくネットワークのコーディネーターとしての役割が期待されています。

国の食育推進基本計画から県計画、さらに市町村計画へと進む過程を通じて、地域の現状を踏まえた推進目標がより明確となり、地域の特性をいかした、県民一人ひとりにとって有用で具体的な施策展開へとつながっていくことでしょう。

計画づくりを通して見えてくるもの

市町村計画づくりを進めるには、地域の「食」の現状を知ること、現状を分析し課題を明確にすること、食育推進の基本的な方向を示すことが必要になります。食育が幅広い分野にわたるため、地域内のことであっても、行政を含め一つの機関だけでは、全体を知ることが困難です。計画づくりを進めることで、人づくりや地域づくりなど様々な視点で食育の目指す姿を共有し、その実現に向けた地域が一体となった取組が可能となると考えられます。